

○総務省告示第四百十号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第九条の二十六第四項の規定に基づき、地方税法施行規則第九条の二十六第四項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成三十一年総務省告示第百五十三号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

出 発	出 発
<p>地方税法施行規則第9条の26第4項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準</p> <p>第1 用語の定義等</p> <p>1 用語の定義</p> <p>(1) 年金特徴システム</p> <p>市区町村サーバ、都道府県サーバ、地方税共同機構（以下「機構」という。）サーバ、端末機、電気通信関係装置（フアニアウオールを含む。以下同じ。）、「電気通信回線、プログラム等により構成されるシステムで、年金保険者（地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第48条の9の17第1項各号に掲げる者である場合は、当該各号に定める者。）が、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第321条の7の11第1項に規定する規定により通知すべき事項（以下「年金保険者が通知すべき事項」という。）を記録した、地方税法施行規則第10条第20項に規定する記録用の媒体（以下「光ディスク等」という。）を機構に提供し、機構が法第321条の7の11第1項の規定により通知を受けるべき市区町村長の使用に係る電子計算機に当該事項を、機構の使用に係る電子計算機から入力して、当該市区町村長に提供するため及び市区町村長が、機構の使用に係る電子計算機に、法第321条の7の11第2項に規定する規定により通知すべき事項（以下「年金保険者に対して通知すべき事項」という。）を当該市区町村長の使用に係る電子計算機から入力して、機構に提供し、機構が、法第321条の7の11第2項の規定により通知を受けるべき年金保険者（令第48条の9の17第3項各号に掲げる者である場合は、当該各号に定める者。）に対して当該事項を記録した光ディスク等を提供するためのシステム（年金保険者が通知すべき事項及び年金保険者に対して通知すべき事項の光ディスク等への入出力も含む。）</p> <p>〔2〕～〔3〕 略〕</p> <p>〔第2～第6 略〕</p>	<p>地方税法施行規則第9条の26第4項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準</p> <p>第1 用語の定義等</p> <p>1 用語の定義</p> <p>(1) 年金特徴システム</p> <p>市区町村サーバ、都道府県サーバ、地方税共同機構（以下「機構」という。）サーバ、端末機、電気通信関係装置（フアニアウオールを含む。以下同じ。）、「電気通信回線、プログラム等により構成されるシステムで、年金保険者（地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第48条の9の17第1項各号に掲げる者である場合は、当該各号に定める者。）が、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第321条の7の11第1項に規定する規定により通知すべき事項（以下「年金保険者が通知すべき事項」という。）を記録した、地方税法施行規則第10条第7項に規定する記録用の媒体（以下「光ディスク等」という。）を機構に提供し、機構が法第321条の7の11第1項の規定により通知を受けるべき市区町村長の使用に係る電子計算機に当該事項を、機構の使用に係る電子計算機から入力して、当該市区町村長に提供するため及び市区町村長が、機構の使用に係る電子計算機に、法第321条の7の11第2項に規定する規定により通知すべき事項（以下「年金保険者に対して通知すべき事項」という。）を当該市区町村長の使用に係る電子計算機から入力して、機構に提供し、機構が、法第321条の7の11第2項の規定により通知を受けるべき年金保険者（令第48条の9の17第3項各号に掲げる者である場合は、当該各号に定める者。）に対して当該事項を記録した光ディスク等を提供するためのシステム（年金保険者が通知すべき事項及び年金保険者に対して通知すべき事項の光ディスク等への入出力も含む。）</p> <p>〔2〕 同左〕</p> <p>〔第2～第6 同左〕</p>